

[ 資料 ] 流出油用処理剤の使用基準

( 昭和 48 年 2 月 2 日官安第 21 号運輸省官房長通達 )  
( 昭和 49 年 8 月 13 日官安第 168 号 " )

この基準は、海上に流出した油類の処理に使用する流出油用処理剤（以下「処理剤」という。）について油による被害を有効に防止するとともに、処理剤による二次的な影響等を防止することを目的とする。

なお、この基準は、今後の研究開発の進展に応じ必要な改正を行うものとする。

1 使用方法

( 1 ) 処理剤は、次のいずれかに該当する場合を除き、使用してはならない。

- イ 火災の発生等による人命の危険又は財産への重大な損害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- ロ 他の方法による処理が非常に困難な場合であって、処理剤により、又は処理剤を併用して処理したほうが海洋環境に与える影響が少ないと認められるとき。

( 2 ) 次のいずれかに該当する場合には、( 1 ) ロに該当する場合であっても、処理剤を使用してはならない。

ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

- イ 流出油が、軽質油（灯油、軽油など）、動物油又は植物油であるとき。
- ロ 流出油がタール状又は油塊となっているとき。
- ハ 流出油が、水産資源の生育環境に重大な影響があるとされた海域にあるとき。

( 3 ) 使用に際しては、下記の事項に留意しなければならない。

- イ 原則として散布器を使用すること。
- ロ 散布量に注意し、特に過度の散布にならぬこと。  
なお、標準的な規格の処理剤が効果的に作用する場合には、油量の 20 ~ 30 % が適量である。
- ハ 散布後には直ちに十分な攪拌を行うこと。
- ニ できるかぎり風上から散布し、とくに風が強い場合には、油面の近くで散布する等により、処理剤の散逸を防ぐこと。
- ホ 散布作業員は、顔面その他皮膚の露出をさけること。
- ヘ 処理剤で成分を分けて保有するものの混合は計量器、攪拌器等を用いて正確に行うこと。

2 処理剤の規格

( 1 ) 処理剤の規格等

処理剤は、以下に定める規格を有するものでなければならない。

- イ 引火点は、摂氏 75 度以上であること。
- ロ 動粘度は、摂氏 30 度において 50 センチストークス以下であること。
- ハ 乳化率は、静置試験開始後、30 秒で 40 パーセント以上あり、かつ、10 分で 20 パーセント以上であること。
- ニ 界面活性剤の生分解度は、生分解試験開始後 7 日目の値と 8 日目の値との平均値が 90 パーセント以上であること。
- ホ 対生物毒性は、スケルトネマ・コスタツムを 1 週間、当該油処理剤の含有量が 1 万立方センチメートルにつき 1 立方センチメートル以上の溶液で培養したときに当該スケルトネマ・コスタツムが死滅しないものであり、かつ、ヒメダカを 24 時間、当該油処理剤の含有量が 1 万立方センチメートルにつき 30 立方センチメートル以上の溶液で培養したときにその 50 % 以上が死滅しないものであること。

へ 当該油処理剤により処理された油が微粒子となって海中に分散するものであり、かつ、当該処理された油が海底に沈降しないものであること。

### 3 雑則

#### (1) 関係者協議会

管区海上保安本部を中心に、地方公共団体、漁業者、海運・石油関係事業者等で構成される関係者協議会を設置し、1(1)口の具体的な判断事項、1(2)八の海域の具体的な範囲、その他必要な事項について協議決定するものとする。

#### (2) 処理剤の企画等の広報等

海上保安試験研究センターは、認定試験の結果、処理剤の認定、市販されている処理剤試験結果、処理剤の認定の取消等につき、関係者への周知徹底をはかるものとする。

#### (3) 使用基準の適用

イ この使用基準は、昭和49年7月16日から実施する。

ロ 現に備蓄されている処理剤は、昭和51年7月15日まで基準に適合しているとみなされる。

#### (4) 認定済油処理剤

資料編 [ 防災物資・施設・資機材 ]

・ 認定済流出油用処理剤一覧表